告示

○法務省告示第三十二号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年一月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

登記所指定の効力が生ずる日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十四年法務省令第三号）の規定により登記事務が甲府地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の甲府地方法務局大月支局

平成二十四年二月二十七日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十四年法務省令第三号）の規定により登記事務が神戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の神戸地方法務局洲本支局及び伊丹支局

平成二十四年二月二十七日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十四年法務省令第三号）の規定により登記事務が鹿児島地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の鹿児島地方法務局鹿屋支局及び曽於出張所

附　則

この告示は、平成二十四年一月二十七日から施行する。

○財務省告示第三十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年十二月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年一月二十七日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	五十億円	百円九十銭
〃	第十回	六億円	百円四十銭
〃	第十一回	二億円	百円十三銭
〃	〃	五億円	百円十四銭
〃	〃	二十四億円	百円二十五銭
〃	〃	四億円	百円二十七銭
〃	第十二回	十億円	百円十九銭
〃	〃	五億円	百円二十銭
〃	第十三回	五億円	九十九円八十銭
〃	〃	八億円	九十九円八十三銭
〃	〃	三十億円	九十九円九十二銭
〃	第十四回	二億円	百円二十銭
〃	第十五回	五億円	九十九円九十四銭
〃	〃	百円	百円四銭
〃	〃	三十二億円	百円九銭
〃	〃	二十二億円	九十九円八十五銭
〃	第十六回	十二億円	九十九円八十八銭
〃	〃	十億円	九十九円八十銭
〃	〃	五十億円	九十九円九十三銭
〃	〃	三億円	九十九円九十四銭
〃	第十七回	五十億円	九十九円九十銭
〃	〃	三十億円	九十九円二十九銭
〃	〃	三十億円	九十九円三十九銭
〃	第十九回	五十億円	百円十四銭
〃	〃	百円	百円十五銭
〃	〃	二十五億円	百円十九銭
〃	〃	三十億円	百円十七銭
〃	〃	百億円	百円十五銭
〃	第二十回	百四億円	百円九十銭
〃	〃	五億円	百円一円
〃	〃	二十億円	百一円五銭
〃	第二十一回	六十一億円	百一円二十九銭
〃	〃	十五億円	百一円三十銭
〃	〃	三十億円	百一円三十二銭
〃	〃	三十億円	百一円三十四銭
〃	〃	二十億円	百一円三十六銭